

各県立学校長 様

高知県教育長

防災気象情報の変更に伴う教育活動の中止判断基準の見直しについて

日ごろから、台風、大雨等の自然災害発生時における児童生徒の安全確保については、その体制整備や児童生徒への指導に尽力をいただいているところです。

さて、すでにご案内のとおり、令和 8 年 5 月 29 日より気象庁が発表する防災気象情報に変更されます。これを受け、各校で定めている教育活動の中止判断基準について、見直しが必要となります。

つきましては、下記に示した内容に基づき、各校の立地条件等地域の状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえたうえで、現行の基準を見直し、速やかに児童生徒及び保護者等に周知するとともに、学校のホームページに掲載してください。

また、各校で定めた基準を令和 8 年 6 月 12 日までに高等学校課人事担当まで提出をお願いします。

なお、「台風、大雨等における教育活動の中止判断基準の作成について」（平成 30 年 8 月 9 日付 30 高高学第 1145 号）は廃止します。

記

1 防災気象情報が発表された場合における教育活動の中止判断の基準

（学校のある市町村及び隣接する市町村に下の警報等が発表された場合）

(1) 以下の警報等が 1 つでも発表された場合

- ① 警戒レベル 4 相当以上の警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報

(2) 以下の警報が 2 つ以上発表された場合

- ① レベル 3 氾濫警報
- ② レベル 3 大雨警報
- ③ レベル 3 土砂災害警報
- ④ レベル 3 高潮警報
- ⑤ 大雪警報
- ⑥ 暴風雪警報

2 基準作成にあたっての留意事項

- (1) 判断する時刻は、基本的に午前の教育活動（平常授業・定期試験・補習・部活動等）においては午前 5 時、午後からの教育活動においては午前 10 時 30 分とする。  
なお、午前 5 時のみで判断する場合もある。

- (2) 児童生徒の居住地や通学地域が上記1の状況にある場合は登下校を控えさせるなど、安全確保に努めること。
- (3) 上記1の状況になくとも、台風の接近や線状降水帯の発生など危険な状況が想定される場合は、登下校を控えさせるなど、安全確保に努めること。
- (4) 対応については、学校のホームページや「すぐーる」等で連絡することを児童生徒及び保護者等へ事前に周知しておくこと。
- (5) 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を踏まえ、児童生徒の安全確保に向けた対応を徹底すること。

《参考》

1. 変更された警報等

	河川氾濫 (四万十川・七湊川・ 物部川地域)	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当 (緊急安全確保)	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当 (避難指示)	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当 (高齢者等避難)	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1相当	早期注意情報			

※上表に加えて、大雪・暴風・暴風雪・波浪については、従来通りの特別警報・警報・注意報となる。

2. 判断基準まとめ

これまでの教育活動の中止判断基準

	大雨	洪水	大雪	暴風	暴風雪	波浪	高潮		
特別警報	●	●	●	●	●	●	●		
警報	◇	◇	◇	●	◇		◇		
注意報									

今後の教育活動の中止判断基準



※警戒レベルが付されない警報等

			大雪	暴風	暴風雪	波浪			
特別警報			●	●	●	●			
警報			◇	●	◇				
注意報									

※警戒レベルが付される警報等

警戒レベル	大雨						高潮	河川氾濫	土砂災害
5	●						●	●	●
4	●						●	●	●
3	◇						◇	◇	◇
2									
1									

● 1つの発表で教育活動の中止

◇ 2つ以上の発表で教育活動の中止